

○一関市創業資金臨時保証料補給補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第153号

改正 令和4年12月28日告示第581号

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響により経営安定に支障を生じている創業者及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大下で新たに創業する者を支援するため、第2に規定する対象資金に係る保証料に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により、創業資金臨時保証料補給補助金（以下「保証料補給金」という。）を交付する。

(対象資金)

第2 保証料補給金の交付の対象となる保証料に係る資金（以下「対象資金」という。）は、一関市中小企業振興資金貸付要綱（平成18年一関市告示第71号）に基づく一関市中小企業振興資金のうち、開業資金とする。

(保証料補給金の対象期間)

第3 保証料補給金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとする。この場合において、この告示の施行の日の前日までに対象資金の融資を受けた者にとっては、令和4年4月から起算した連続する36月を限度とし、同日から令和5年3月31日までに対象資金の融資を受けた者にとっては、当該融資を受けた月から起算した連続する36月を限度とする。

(保証料補給金の対象者)

第4 保証料補給金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日から令和5年3月31日までに対象資金の融資を受けた者
- (2) 市内で新たに創業しようとする者又は平成31年4月1日以後に創業した者
- (3) 本店の所在地（個人である場合においては、住所）が一関市内である者
- (4) 第6から第8までに規定する書類による申請日時点で事業を継続している者。ただし、新たに創業しようとする者については、この限りでない。

(5) 一関市暴力団等排除措置要綱（平成28年一関市告示第69号）第2第6号に規定する排除措置対象者でない者

（保証料補給金の額）

第5 保証料補給金の額は、対象資金の融資を受けた交付対象者が対象期間に岩手県信用保証協会に支払った当該融資に係る保証料のうち、国、県、市、他の団体等から受けた補助等の額を除いた額の10分の10以内の額とする。

（保証料補給の承認）

第6 保証料補給金の交付を受けようとする者は、創業資金臨時保証料補給承認申請書（様式第1号）に必要書類を付して市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の書類は、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（保証料補給の承認の変更）

第7 保証料補給金の交付を受けようとする者は、第6の規定により承認を受けた内容に変更が生じたときは、創業資金臨時保証料補給変更承認申請書（様式第2号）に必要書類を付して市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第8 規則第4条及び第13条の規定による書類は、創業資金臨時保証料補給補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）とする。

2 前項の書類は、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

（申請の取下げ期日）

第9 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、保証料補給金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内とする。

（再精算報告書）

第10 第6の規定による承認を受けた者は、保証料補給金の交付を受けた保証料について岩手県信用保証協会から返戻があったときは、速やかに創業資金臨時保証料補給補助金再精算報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

制定文 抄

令和4年4月1日から施行する。

改正文（令和4年告示第581号抄）

令和4年度分の補助金から適用する。